

随意契約結果(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
1	令和8年度企業等誘致・集積推進事業業務委託	その他	大阪市企業誘致事業共同事業体	57,686,008円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	令和8年度次期大阪市スポーツ振興計画策定の検討支援及び調査業務委託	その他	LB・PMC共同企業体	14,850,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	令和8年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託	その他	(一財)大阪スポーツみどり財団	14,638,816円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	令和8年度スポーツイベント魅力発信業務委託	その他	(一財)大阪スポーツみどり財団	30,346,453円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	令和8年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託	その他	BPC交流事業共同体	67,833,194円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	令和8年度プール監視システム運用及び保守業務委託	その他	双葉電気通信(株)	3,261,720円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
7	令和8年度クラシック音楽普及促進事業業務委託	その他	(公社)大阪フィルハーモニー協会総務局	9,839,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
8	令和8年度難波宮跡(南部ブロック)管理運営事業維持管理・情報発信業務に係る業務委託	その他	難波宮跡公園「みんなのにわ」プロジェクト	10,500,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約結果(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 随意契約理由番号	WTO
9	令和8年度ATCホール管理運営業務委託	その他	アジア太平洋トレードセンター(株)	32,868,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
10	令和8年度特定計量器定期検査業務委託	その他	特定非営利活動法人大阪市計量協会	46,651,000円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	—
11	経済戦略局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続(計量検査所空調設備保守点検業務外5件)	その他	(株)ザイマックス関西	1,691,800円	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
12	令和8年度大阪市都市農業等振興事業業務委託	その他	(株)読売新聞大阪本社	10,109,550円	令和8年4月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
13	大阪国際交流センター休館期間中における施設管理等業務委託	その他	(株)コンベンションリンクージ 関西支社	6,600,000円	令和8年5月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
14	経済戦略局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託(その1)	その他	合同会社ならやま総合研究所	539,000円	令和8年5月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
15	経済戦略局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託(その2)	その他	OAG監査法人	770,000円	令和8年5月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
16	令和8年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかる映像コンテンツ制作業務委託	その他	(株)キャドセンター大阪事業部	3,113,000円	令和8年6月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
17	大阪市観光動向調査業務委託	その他	(株)JTB総合研究所	19,940,800円	令和8年6月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
18	令和8年度万博を契機とした国際ビジネス交流事業業務委託	その他	国際ビジネス推進事業共同事業体	119,620,600円	令和8年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度企業等誘致・集積推進事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市企業誘致事業共同事業体

3 随意契約理由

本業務では、大阪への進出や再投資を検討する企業等に対し、大阪のビジネス環境やインセンティブ、会社設立手続等に関する各種情報の提供や、法務・労務・税務等の専門機関の紹介、事業用物件の斡旋など、幅広く柔軟なサポートを提供する必要があるため、企業等の誘致・定着に関する高度な知識と豊富な経験を有することが不可欠であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局立地推進部立地推進担当（電話番号 06-6615-3025）

2

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度次期大阪市スポーツ振興計画策定の検討及び調査業務委託

2 契約の相手方

LB・PMC 共同企業体

3 随意契約理由

本業務は、次期計画の策定にあたり、本市及び国・他政令指定都市のスポーツ全般にかかる情報について、計画策定の検討に必要となる関連データの収集・調査・分析を委託するものである。計画は、本市のスポーツ行政の根幹をなす大変重要なものであり、様々な事項を調査・分析のうえ検討をする必要があり、その調査・分析については高度で専門的な技術力が求められるものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3863）

3

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

本業務は、市立小・中学校の体育施設を活用して市民レクリエーションセンタースポーツ教室を開設、平日の夜間にさまざまな種目のスポーツ教室を実施し、市民のスポーツ振興を図ることを目的とするものである。

魅力ある市民レクリエーションセンタースポーツ教室を実施するために、予算額の範囲内において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かし、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その結果、1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者に決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度スポーツイベント魅力発信業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪スポーツみどり財団

3 随意契約理由

生涯スポーツの振興においては、「第2期大阪市スポーツ振興計画」に掲げているスポーツ実施率の向上を目標に、スポーツを継続的に行うきっかけづくりを提供し、だれもがスポーツに触れることのできる機会を増やすことが重要である。

本業務は、各スポーツイベント等の魅力を発信することで、より多くの集客を図り、スポーツ参画人口を増やすことを目的としている。

本業務における広報手法やイベント運営等において、民間事業者の持つノウハウ・発想・創造性を活かすため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

その結果、1事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、契約相手として適切とのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者に決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3882）

5

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

2 契約の相手方

BPC 交流事業共同体

代表構成員 一般財団法人大阪国際経済振興センター

理 事 長 長沢 伸幸

3 随意契約理由

本業務は、本市とビジネスパートナー都市（B P C）提携関係にあるアジア太平洋地域を中心とした14都市とのネットワークを維持・強化するとともに、提携都市間の相互協力といったB P Cネットワーク機能のメリット及び個別企業のニーズを踏まえた国際ビジネス活動サポート機能を最大限活用し、市内中小企業等の海外ビジネス展開を支援することで、大阪経済の活性化に寄与することを目的とする。

本業務の実施にあたっては、海外現地情報、海外での企業マッチング支援等の高度な知識・豊富な経験、ノウハウが不可欠であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、BPC 交流事業共同体（代表構成員 一般財団法人大阪国際経済振興センター）が契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、BPC 交流事業共同体を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局国際交流部国際ビジネス担当（電話番号 06-6615-9590）

6

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度プール監視システム運用及び保守業務委託

2 契約の相手方

双葉電気通信株式会社

3 随意契約理由

本業務は、令和6年度に東淀川屋内プールに設置した nagi システム（以下「本システム」という。）の運用及び保守業務を委託するものである。本システムは、令和7年2月より上記1施設でのモデル導入を開始しており、その効果を検証することで将来的に他の施設への導入に向けて検討を行うことを目的に実施しているため、令和8年度も引き続き同施設での検証を行う。

本システムの開発元であるスペインの企業 Zonyx 社は、日本国内での本システムに関する専属契約をオーウエル株式会社と行っており、また、オーウエル株式会社は本システムのシステム構築から設置、保守に関する業務を双葉電気通信株式会社のみにしか実施することを認めていないため、その他事業者が同業務を実施することができない状況である。

上記理由により、双葉電気通信株式会社が本業務を履行できる唯一の者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局スポーツ部スポーツ課（電話番号 06-6469-3869）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度クラシック音楽普及促進事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会 総務局

3 随意契約理由

本業務は、クラシック音楽の普及促進を図ることを目的に、市民が気軽に音楽活動が出来るよう、大阪フィルハーモニー会館のメインホール、市民スタジオの貸し出しや、市民の音楽活動の支援を行う業務、並びに、同会館において、広く市民がクラシック音楽を楽しめるようコンサートを開催する業務であり、実施にあたり区シティ・マネージャーが方針を決定し、局が執行する事務に分類されている業務である。

同会館が所在する西成区では、大阪フィルハーモニー交響楽団を魅力あふれるコンテンツとして、同楽団を積極的に区のイメージアップやプロモーションに活用していく方針であり、区内有数の文化施設である同会館について、地元住民をはじめとした市民に開かれた形で引き続き有効利用することとし、西成区役所と公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は西成区の文化芸術振興を連携協力して推進するため、協定書を締結している。

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団の運営を行っており、音楽に関する幅広く専門的な知識やノウハウを十分有しているため、市民の音楽活動に関する支援やアドバイス、情報提供を的確に行うことができる。また、多くのクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会の開催ノウハウを十分有している団体である。

さらに、同会館の管理を行っており、事務局をおいていることから、市民からの同会館の利用要望に対しても、迅速・的確・合理的に対応できる団体である。

以上の理由により、同区の方針を踏まえ、同会館の市民利用促進並びに同会館を活用したコンサートの開催を効果的に担える唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5174）

8

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業維持管理・情報発信業務に係る
業務委託

2 契約の相手方

共同事業体：難波宮跡公園「みんなのにわ」プロジェクト
（代表構成員：NTT 都市開発株式会社）

3 随意契約理由

経済戦略局及び建設局は、難波宮跡のにぎわい創出と利便性の向上を目的として、令和4年度に難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業者及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業者公募（公募型プロポーザル方式）により管理運営事業者を募集し、上記事業者を選定した。

当該公募設置等指針において、令和5年度から事業終了日（原則、難波宮跡公園整備運営事業の終了日）まで事業期間が定められており、選定結果に基づき、上記事業者と令和4年9月20日付で「難波宮公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業覚書」（以下「本覚書」という。）を締結したものである。

本覚書第3条において、大阪市と設置等予定者の代表構成員たるNTT都市開発株式会社並びに構成員たるNTTアーバンバリューサポート株式会社及び株式会社NTTファシリティーズは、毎年度、南部ブロック管理運営事業 維持管理・情報発信業務委託契約書を締結することを規定している。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局文化部文化課（電話番号 06-6469-5188）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度A T Cホール管理運営業務委託

2 契約の相手方

アジア太平洋トレードセンター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、アジア太平洋トレードセンター（A T C）の関連施設であり、公共的空間として認められるA T Cホールについて、施設の適切な管理運営を図ることにより、大阪経済の国際化・活性化及び咲洲コスモスクエア地区における賑わい創出の役割を果たすものである。

A T Cホールは、咲洲コスモスクエア地区全体のビジネス機能及び集客機能の向上、さらには隣接する国際見本市会場インテックス大阪との一体化利用を図ることを目的として、本市とアジア太平洋トレードセンター株式会社が建設分担し、共有施設として設置された。以降、ビジネス交流機能の促進につながる展示・見本市等や企業の研修会、さらには広く一般市民を対象とする集客イベント等が開催されており、同社は、催事誘致・運営に関する蓄積したノウハウ・体制を有し、これまで一体的に管理運営してきた実績があり、本市の産業振興施策において一定の成果を上げている。

本業務の実施にあたっては、平成3年3月14日付け締結の基本協定第9条に基づき、本市と同社が持分割合で所有している共有施設であるため、持分比率による分割運営を行っている。同社以外の者に履行させた場合、持分比率による分割運営は困難であり、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。効率的に運営し効果的な利用促進を図る観点から、A T Cホール全体を同社が一体的に運営することが適正である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地推進部国際経済拠点担当（電話番号 06-6615-3746）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度特定計量器定期検査業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪市計量協会

3 随意契約理由

特定計量器の定期検査業務は、計量法第 19 条で都道府県知事又は政令で定める特定市町村の長（以下、「特定市町村の長等」という。）が行うこととされているが、指定定期検査機関を指定し同機関に定期検査業務を行わせることで、特定市町村の長等による定期検査実施が不要になることが同法第 20 条で定められている。

そのため、本市では、効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、平成 24 年度から同法第 20 条に基づく指定定期検査機関制度を導入している。

同法には自治体が複数の者を指定定期検査機関とすることを妨げる規定が存在しないため、本市では、複数の指定定期検査機関の競争による効率的で質の高い行政サービスの提供をめざし、その指定のための公募を毎年実施しているが、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間で本市指定定期検査機関としての指定を受けた者は、特定非営利活動法人大阪市計量協会のみである。

以上のことから、本業務を適法に履行可能な者は本市指定定期検査機関として唯一指定されている特定非営利活動法人大阪市計量協会のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部計量検査所（電話番号 06-6577-5888）

随意契約理由書

1 案件名称

経済戦略局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、都市整備局において各所属の所管施設を取り纏めのうえ、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3771）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市都市農業等振興事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社読売新聞大阪本社

3 随意契約理由

本業務は、市内農業及び漁業の振興発展を目的としており、事業の効果的な遂行にあたっては、市内の農水産物の積極的な魅力発信、食関連事業者等との連携による更なる販路拡大等が必要であり、都市農業及びイベントの広報・企画運営に関する高度な知識と豊富な経験を要するため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により受注者を選定することとした。

学識経験者等外部委員 3 名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3751）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪国際交流センター休館期間中における施設管理等業務委託

2 契約の相手方

株式会社コンベンションリンクージ

3 随意契約理由

本業務は、建物の老朽化・陳腐化が進んでいる大阪国際交流センター（以下「国流センター」という。）について、改修工事を行う際に改修工事発注者（本市）として行う必要がある業務（施設案内、各日の工事開始時・終了時における施設の開錠・施錠作業、施設内の電気・水道水の供給及び光熱水費の管理など）を委託するものである。

国流センターは、公募型プロポーザルにより、本市（賃貸人）と株式会社コンベンションリンクージ（賃借人）において賃貸借契約（令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）を締結しており、国流センターの日々の施設管理及び運営は賃借人である株式会社コンベンションリンクージが行っているが、国流センターの改修工事は、施設を休館して実施するため、営業が行えない当該改修工事期間中については、賃借人は通常の施設管理業務を縮小する。

一方、改修工事の実施に際しては、従前の施設運用に基づき、工事事業者等との調整や施設管理業務を行う必要があるが、改修工事にかかる施設管理等業務は現賃貸借契約には含まれていないため、追加で本業務委託の契約を行った。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局立地推進部国際経済拠点担当（電話番号 06-6615-3741）

随意契約理由書

1. 案件名称

経済戦略局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託（その１）

2. 契約の相手方

合同会社ならやま総合研究所

3. 随意契約理由

本件については、本市における類似業務の実施実績が限られており、大阪市入札参加資格の種目においても個別の種目が設定されていない。そのため、一般競争入札により契約相手方を選定しようとする場合、大阪市入札参加有資格者名簿の登録が必須となることから、適切に業務を実施することができると考えられる者が少数になってしまい、価格競争を十分に行うことができないことが想定される。

また、本件については同一業務を２者に同時に発注する必要があるが、最も有利な条件を提供する者を契約の相手方とする一般競争入札方式では、同一業務を２者に同時に発注することができない。さらに、指名競争入札とするために任意の契約候補者を選定する基準もないため、指名競争入札も採用できない。

以上から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による特名随意契約により契約を締結することとするが、価格競争を行った上で事業者を決定する必要があることから、業務執行体制に係る一定の要件を設定し、仕様を示した上で公募型比較見積を実施して契約の相手方を決定し、契約を締結することとする。

4. 根拠法令

地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3771）

随意契約理由書

1. 案件名称

経済戦略局保有株式に係る株式価値算定評価業務委託（その2）

2. 契約の相手方

〇ＡＧ監査法人

3. 随意契約理由

本件については、本市における類似業務の実施実績が限られており、大阪市入札参加資格の種目においても個別の種目が設定されていない。そのため、一般競争入札により契約相手方を選定しようとする場合、大阪市入札参加有資格者名簿の登録が必須となることから、適切に業務を実施することができると考えられる者が少数になってしまい、価格競争を十分に行うことができないことが想定される。

また、本件については同一業務を2者に同時に発注する必要があるが、最も有利な条件を提供する者を契約の相手方とする一般競争入札方式では、同一業務を2者に同時に発注することができない。さらに、指名競争入札とするために任意の契約候補者を選定する基準もないため、指名競争入札も採用できない。

以上から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特名随意契約により契約を締結することとするが、価格競争を行った上で事業者を決定する必要があることから、業務執行体制に係る一定の要件を設定し、仕様を示した上で公募型比較見積を実施して契約の相手方を決定し、契約を締結することとする。

4. 根拠法令

地方自治法第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

経済戦略局産業振興部産業振興課（電話番号 06-6615-3771）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上にかかる映像コンテンツ制作業務委託

2 契約の相手方

株式会社キャドセンター 大阪事業部

3 随意契約理由

本業務は、空飛ぶクルマに対する市民への理解促進を図るための映像コンテンツを制作するものである。

事業実施にあたり、映像コンテンツ制作における高度で専門的な技術力に加え、魅力的かつ効果的な映像コンテンツを制作する創意工夫が必要であるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注予定者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部イノベーション課（電話番号 06-6615-3726）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市観光動向調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社 JTB 総合研究所

3 随意契約理由

大阪・関西万博を契機にもたらされた効果を一過性のものとし、更なる大阪の盛り上げや誰もが訪れたい世界第一級の観光都市の実現には、基礎的データに基づく分析を踏まえた、効果的・効率的な事業の展開がより一層求められる。

本業務は、国内外から大阪市内を訪れる観光入込客数、観光消費額、訪問観光地点、ニーズなど観光客の実態を詳細に把握するための調査を実施するものである。また、観光が大阪市内経済にもたらす効果についても数値的にあきらかにするとともに、その特性や傾向などを分析することで、観光施策の企画・立案や事業効果の測定に活用することを目的とする。

本業務の実施にあたっては、調査の設計や調査結果の分析、経済効果の推計に関するノウハウを有する事業者により、より精度の高い観光動向調査を実施させるものであるため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

公募したところ、4事業者から応募があり、学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、上記事業者を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課（電話番号 06-6469-5151）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度万博を契機とした国際ビジネス交流事業業務委託

2 契約の相手方

国際ビジネス推進事業共同事業体

代表構成員 公益財団法人大阪産業局

理 事 長 立野 純三

3 随意契約理由

本業務は、大阪市が2025年日本国際博覧会を契機としてMOU等を締結した海外行政機関等（以下「提携先」という。）とのネットワークを最大限に活用し、大阪市内中小企業等の海外ビジネス展開を支援することで、本市の国際ビジネス交流を促進し、もって大阪経済の活性化に寄与するとともに、提携先とのネットワークを維持・強化することを目的とし、海外現地における本市プロモーション活動とともに、国内外における商談会、ビジネス交流会、ピッチイベント等ビジネスイベントの企画・運営、企業ミッション団の派遣及び来阪ミッション団との交流、オンラインセミナーの企画・実施等を委託するものである。

本業務の実施にあたっては、海外都市との経済交流事業、国内外での商談会開催等の高度な知識・豊富な経験、ノウハウが不可欠であり、企業マッチング支援や海外商談会の企画運営に関する高度な知識と豊富な経験を要するため、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいことから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等外部委員3名からなる有識者会議において意見を聴取した結果、国際ビジネス推進事業共同事業体（代表構成員 公益財団法人大阪産業局）の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、同会議の意見を踏まえ、国際ビジネス推進事業共同事業体を受注者と決定した。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき上記事業者と随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局国際交流部国際ビジネス担当（電話番号 06-6615-9590）